

人権啓発強調月間・人権週間集中啓発事業業務委託仕様書（案）

1 目的

様々な媒体や手法を用いて効果的に啓発活動を展開することにより、広く県民の人権意識の普及高揚を図る。

2 業務の名称

人権啓発強調月間・人権週間集中啓発事業業務

3 委託期間

契約締結の日から令和9年1月31日まで

4 業務委託の内容

(1) インターネット広告の制作及び発信

ア 内容

- ・特に若い世代をターゲットとし、人権の大切さについて改めて考えたり、自分ごととして捉えたりするきっかけとなるような内容にすること。
- ・キャッチーで目を引く内容やインパクトがある内容により、拡散力のアップにつなげること。
- ・本委託業務で制作した素材に加え、協議会が提供する素材を使用しての発信も可能。

イ 期間

- ①令和8年8月1日から31日まで（人権啓発強調月間）
- ②令和8年12月4日から10日まで（人権週間）

ウ 広告出稿先

YouTube及びTVerを含めること。

エ 留意事項

- ・広告配信については効果検証を行い、その分析結果を提出すること。

(2) ポスター制作

幅広い世代の県民に対して、人権について理解を深めるためのポスターを、次により制作すること。

ア 規格

B2版、片面カラー4色、コート紙、110kg

イ 作成枚数等

- 1,230枚（発送分約700枚、協議会納品分約530枚）
- ・協議会納品分のうち、約450枚を8つ折りとすること。
 - ・発送分は協議会が提供するかがみを添付し、送付先約67箇所（※別紙1）に送付すること。
 - ・発送費用は受託先が負担すること。

ウ テーマ

- ・外国人と人権

エ 留意事項

以下の趣旨の文言等を含むものとする。

- ①「8月は人権啓発強調月間 12月4日から10日は人権週間です」
- ②「宮崎県・宮崎県人権啓発推進協議会」及び宮崎県人権啓発シンボルマーク
(素材は後日提供)
- ③人権相談窓口電話番号 (0985-26-0238)
- ④県人権ホームページ及び県人権啓発推進協議会 Instagram の二次元コード

オ 納入期限

令和8年7月17日(金)

(3) 映画上映会

ア 日程

令和8年8月中の1日

イ 場所

県内1か所(受託者において確保)

ウ 内容

映画「おっさんのパンツがなんだっていいじゃないか」(ギャガ:114分)
の上映(困難な場合は他の作品も可)

エ 業務内容

場所の確保、広報、来場者の管理、当日の運営等

オ 留意事項

- ・映画は字幕表示を行うこと。
- ・広報用チラシ(電子データ)を作成すること。
- ・荒天の場合の対応等も想定すること。
- ・参加費は無料とすること。
- ・当日の確実な来場につながる工夫を施すこと。
(来場者特典、トークショー、ミニライブなど)

(4) 啓発イベント

県民向けの人権講座及び来場者参加型の人権イベントを同一施設で開催すること。

ア 日程

人権週間(12月4日~10日)に合わせた、令和8年11月下旬から12月初旬までのうち1日

イ 場所

下記「ウ イベント内容」の実施が可能な県内の施設
(実施日の半年前までに受託者において確保)

ウ イベント内容

① 県民人権講座第6回

- ・おおむね100分程度。
- ・第1回から5回は県で実施予定(※別紙2)。
- ・テーマは、別紙2に記載された講演テーマ以外とすること。
(多様な性と人権、インターネットと人権、働く人と人権、障がいのある人の人権など)

- ・講師謝金は県費から支出可能（金額は県の規程によるため上限あり）。
- ②人権について学べる来場者参加型イベント
 - ・ワークショップやブース出展など人権を身近に感じるための内容とすること。

エ 業務内容

講師選定、企画構成、シナリオ作成、場所の確保、広報、当日の運営、出演者対応等

オ 留意事項

- ・上記①または②のいずれかにおいて、「人権に関する作品（図画・ポスター、作文）」を活用した内容とすること。なお、令和7年度までの作品（優秀作品）を県人権ホームページに掲載中（<https://www.m-jinken.jp/project/art/>）。
- ・広報用チラシ（電子データ）を作成すること。
- ・県内の様々な個人や団体等と連携した内容とすること。
- ・参加費は全て無料とすること。
- ・食料費の支出及びブース出展料の徴収は不可。
- ・当日の確実な来場につながる工夫を施すこと。

(5) パネル展示

令和8年度「人権に関する作品（図画・ポスター、作文）」優秀作品パネルの展示を行うこと。

ア 日程

人権週間（令和8年12月4日から10日まで）に近接する7日間程度

イ 場所

多くの来場者が見込まれる県内の施設（受託者において確保）

なお、県においてイオンモール宮崎1階レストランコートを上記アの時期に使用申請しており、使用可否は10月頃に判明する。

ウ パネルについて

- ・A2サイズ、32枚程度
- ・協議会で11月下旬頃までに作成し、設置日前日までに引き渡す（引き渡し場所は県人権同和対策課）。

エ 業務内容

- ・場所の確保、固定式システムパネル・ワイヤーフック等の準備、設営、撤去

(6) Instagram 広報

下記①から④及び関連事業について、協議会 Instagram アカウント(@jinkenger)による広報を実施すること。

①プライド月間（6月）	3回程度	
②人権啓発強調月間（8月）	4回程度	
③人権週間（12月4日から10日）	4回程度	
④その他の期間	2回程度	計13回程度

※企画提案書に、投稿イメージ1案を記載すること。

(7) その他パブリシティ

本事業をより効果的に実施するためのパブリシティ等を企画し、実施すること。